

厚木市議会大規模災害等対応マニュアル

令和2年12月改訂

目 次

I 地震、風水害等

1	目 的	1
2	基本方針	1
3	留意事項（心得）	1
4	議会、議員が果たすべき役割	2
5	災害発生時の対応	
	（1）発災期	2
	（2）初動期	3
	（3）展開期	4
	（4）中 期	5
	（5）復興期	5
6	地震注意情報・地震予知情報が発表された場合の行動について	6
7	風水害にて局地的ではあるが多大な被害が発生している場合	6
8	災害発生時等におけるコミュニケーションツール等の活用	6
9	その他	7

II 感染症

1	目 的	8
2	基本方針	8
3	留意事項（心得）	8
4	議会、議員が果たすべき役割	9
5	新型インフルエンザ等感染症対策について	9
6	コミュニケーションツール等の活用	9
7	その他	9

I 地震、風水害等

1 目的

市長が災害対策基本法第 23 条の 2 の規定により、災害対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合について、議会、議員がその責務を果たすために、議会及び議員の行動について定める。

[対象とする災害]

災害等種別	災害等の内容
地震	・市内において震度 5 強以上の地震が発生し、市長が災害対策基本法第 23 条の 2 規定により市対策本部を設置した場合（地震注意情報・地震予知情報が発表された場合等、市長が必要と認めた場合も含む。）
風水害	・市域に気象業法に基づく暴風、大雨、洪水警報等が発表され、市長が市対策本部を設置した場合（市域及びその周辺地域においてその他の災害等が発生し又は被害拡大のおそれがある場合等、市長が必要と認めた場合も含む。）
その他	・大規模な火災、爆発、テロ行為等により、相当規模の災害が発生した場合。 ・その他議長が必要と認めるとき。

2 基本方針

大規模災害発生による非常時において、議決機関として議会が迅速な意思決定と多様な市民ニーズに資するという議会の機能維持を図るための議会、役割・議員の行動を明確にする。

災害時における本会議の招集、議案審議、採決に関する手順を明確にし、予算等の重要案件の審議の遅延により市政運営に支障を来すことのないようにする。

なお、災害時の状況に応じて、市対策本部が行う災害対策が、迅速かつ円滑に実施できるよう、協力並びに支援を行う。

3 留意事項（心得）

- (1) いかなる場合にあっても、市民の代表としてふさわしい行動するものとする。
- (2) 服装等は、防災活動に支障のない安全な服装等とし、議員帽子を着用すること。
- (3) 議員として、安全ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具、メモ帳等活動に必要な用品等をできる限り携行する。
- (4) 個人として、食糧、飲料水等を携行する。
- (5) 移動手段は、原則として、徒歩、自転車、バイクを利用する。
- (6) 緊急措置として、火災や負傷者を発見した時は、人命救助等適切な措置をとる。
- (7) 被災状況の情報収集を行う。
- (8) 自身や家族が被災者にならないよう、日常から防災対策に心掛けること。
- (9) 防災知識の習得・研鑽を行い、市民や関係団体への防災意識の啓発指導に努めること。

- (10) 災害発生時に速やかな対応が取れるように必要な訓練を実施する。
- (11) 自らの所在（安否）を議会事務局に伝えるなど連絡体制を確立する。
- (12) 情報収集・連絡は、タブレット端末及びコミュニケーションツールを積極的に活用するものとする。議員及び議会事務局は、災害等の情報を迅速に共有するため日ごろからその操作方法等について研鑽に努めるものとする。

4 議会、議員が果たすべき役割

- ・行政が災害対応に専念できるための協力・支援を行う。
- ・議員は、議会が地域、行政との調整役として、初期対応で円滑な活動が行えるように住民から行政が受け止めきれていない地域の声を吸い上げ、また、課題を持つ住民と制度を運用する職員との間の調整役的な存在となるように努める。
- ・議員は地域における被災情報や被災者からの要望等の情報収集に努め、必要に応じ議会事務局に情報提供する。
- ・議会は、国、県及び関係機関に対し、復旧、復興のための要望を行い行政の取組を支援する。
- ・大規模災害においては、広域的に被害が発生するため、関係自治体の議会とも積極的に連携を図る。

5 災害発生時の対応

(1) 発災期（発災から3時間） 自身の安全確保

- | | |
|-----|--|
| 議 長 | 安否の連絡及び自助、互助として近所の方達と助け合い |
| 議 員 | 安否の連絡及び自助として家族の安全確保を行った後、互助として近所の方達と助け合いを行う。軽易な救助や応急手当及び一時避難場所への誘導支援 |
| 事務局 | 来庁者（議員含む）等の確認及び避難誘導（負傷者応急処置）
被災状況確認（議会施設等点検）
正副議長及び議員の安否確認 |

会議時

- | | |
|-----|---|
| 議 長 | 暫時休憩を宣言（状況により散会等を決定）
状況報告等を受け、議会事務局長（以下「局長」という。）と対応を協議（状況により会派代表者会議） |
| 議 員 | 散会后、退庁し、家族等の安全確認及び互助として近所の方達と助け合い地域での居所の報告（自宅以外） |
| 事務局 | 傍聴者及び議員の避難誘導（負傷者への応急処置）
被災状況確認（議会施設等点検）、執務場所確保
議長へ被災状況等の報告 |
- ※「会議中における大規模災害発生時の申し合わせ事項」参照

祝祭日及び時間外

- 事務局 配備計画に基づき（3号配備）職員の参集、議長の安否確認
議 長 安否の連絡及び自助、互助として近所の方達と助け合い
議 員 自助、互助として近所の方達と助け合い

(2) 初動期（発災3時間から3日）

- 議 長 (1) 厚木市役所本庁舎5階に参集する。
(2) 局長に指示し、災害対策本部との連絡調整及び情報収集並びに議員との連絡体制の確立を行わせる。
(3) 必要と判断した場合は、会派代表者を招集する
(4) 議長代理順位
議長が参集できない場合（安否未確認など）、議長の職務を代理する順位を副議長、議長経験者の年長議員、議会運営委員長、厚木市議会委員会条例第2条に規定する常任委員会順の委員長とする。
- 議 員 (1) 議長からの招集があるまでは、地域にあって初動対応として、近隣の被災状況の確認、自主防災隊等に協力して二次災害の防止・救出救助等の活動及び避難所開設の補佐などの活動支援を優先して行うものとする。
(2) 初動対応を行う場合の拠点は、地区市民センター（公民館）或は、指定避難所とする。
この場合、平時に活動を共にするとの関係者の了解を得ておくこと。
(3) 議会の連絡体制を確立させるために自身の安否等の情報を議長（事務局）に連絡すること。
[安否情報] 議員及び家族の安否・居所・連絡先・連絡方法・行動内容、被災情報等
[連絡手段] NTT 電話・携帯電話・インターネットなど
※最終的には、地区市民センター（地区公民館）、指定避難所などから市対策本部へ伝言する方法を検討（MCA無線）。
(4) 可能な限り情報収集を行い議長に報告する。
ただし、緊急を要する事案については、消防、警察に通報の後、議長に報告する。
(5) 消防団員は、消防団長又は所属の分団長の指揮下に入るものとする。この場合、あらかじめ議長にその旨届けるものとする。
- 事務局 (1) 厚木市が定める災害対策本部配備計画に基づく議会对策部の分担事務及び配備体制、職員行動マニュアル及び議会事務局業務継続計画により対応するものとするが、議長の指揮監督を優先する。
(2) 被災状況確認（議会施設等点検）、執務場所確保（通信手段確保）
議員及び職員の安否確認、議員との連絡体制の確立
(3) 参集できない職員は、局長に安否等の状況を連絡する。

(3) 展開期（発災3日目～7日目／地域で救助、救護及び住民避難など緊急活動期間）

- 議 会 （1）議員参集 『発災から3日目の午前10時』
議長から日を指定して招集があった場合は、その招集日とする。
- （2）会派代表者会議の開催
①議員の安否情報の報告
②議長の安否が確認できない場合の対応について
③議会としての対応の方向性を協議（次回の招集日）
④その他、会派代表者と協議が必要な事項
- （3）全員協議会の開催
①議員及び事務局職員の安否情報の報告
②市対策本部の情報報告（被害状況等）
③議会で記録した被災状況、取り組みの報告
④議員からの報告（被災状況、地域の課題等）
⑤市長による専決処分による事務の執行の確認
⑥議会としての対応の方向性を協議
- （4）議会運営委員会の開催
①本会議の諮問
市長の専決処分の承認案件
②災害対策（復旧、復興）における議会運営の確認
- 議 長 （1）議員からの課題の指摘や提案は、必要と判断した場合は市対策本部へ
情報提供することができる。
- （2）事務局長に指示し、議員への情報提供を可能な限り行うものとする。
- 議 員 （1）議長からの招集連絡を受けたら直ちに参集する
- （2）地区担当班等との連携、救護及び住民避難など応急活動の支援を行う。
なお、議長からの招集があるまで、単独又は複数で地区市民センター
（公民館区）を活動の拠点とし、配置されている地区担当班と連携し、
情報収集及び避難所運営の補佐を行う。
- （3）自身の行動及び収集情報（被災現状、避難者等の状況）を議長（事務局）
に定時報告を行う。 ※写真等の画像データをメール添付にて送信
- （4）被災者に求められた場合に相談及び助言等を行う。
ただし、特定の市民に便宜を図っているとの誤解を招かないよう行動
すること。
- 事務局 （1）業務継続計画に基づいた事務を執行。
- （2）議員の安否確認継続、議会等機能の確保（会議場所等確保）
- （3）議員からの被災地情報等を市対策本部へ報告
- （4）情報収集（市対策本部）及び議員への情報提供

(4) 中期（7日目から1箇月後 緊急的対応から応急活動移行後）

議 会 （1）議長の招集による会議の開催

会派代表者会議、全員協議会の開催

被害状況の全体像の把握、災害復旧活動等の課題等の協議

①復旧対策の課題等の把握について

ア 市対策本部から報告

イ 議会で記録した被災状況、取り組みの報告

ウ 議員行動の報告

②議会としての対応の方向性を協議

国、県及び関係団体への要望等が必要な場合は、本会議を開き議題とすることができる。

③市の災害復旧に向けた対策への協力について

④被災現場及び避難所等の視察

⑤その他必要とする事項

(2) 議会運営委員会の開催

①要望書等の諮問

(3) 本会議の開催

①議員提出議案の審議等

②その他

議 長 （1）定期的に副議長及び会派代表者等を招集し、市対策本部との情報交換を実施する。

①被災状況、取り組みの報告及び初動、議員行動の報告

議 員 （1）可能な限り、地域にあつては、被災者に対する助言及び相談受付等（市対策本部への協力）を行う。

(2) 会派代表者は、定期的に所属議員を招集し、必要に応じて単独又は複数の会派合同で会議を実施する。

事務局 （1）業務継続計画に基づいた事務を執行。

(2) 情報収集、議員への情報提供、議会等機能の確保

(5) 復興期（発災から1箇月以降 危険時を脱し、災害復旧活動移行後）

議会にあつては、通常時の議会運営の日程により各会議にて災害復旧に向けた検討事項を協議する。主な検討項目は、次のとおりとする。

議 会 （1）会派代表者会議の招集

①復旧（復興）対策の課題等の把握について

②被災現場及び避難所等の視察

③議会としての対応の方向性について

④市の災害復興に向けた対策への協力について

- ⑤議会としての国・県等への要望等について
- ⑥議会としての震災復興に向けた特別委員会等の設置について
- ⑦その他必要とする事項

(2) 議会運営委員会

- ①会議開催（延会）の諮問等

(3) 会議の開催（延会）（本会議）

災害復興に向けた検討事項を協議

- ①専決処分の報告
- ②復興予算の審議等
- ③国、県及び関係団体への要望書（議員提出議案）

事務局・・・業務継続計画に基づいた事務を執行。

6 地震注意情報・地震予知情報が発表された場合の行動について

- (1) 議員は、テレビ・ラジオ等から最新の情報を得られるようにし、地震に対する備えの確認を行い、議長からの招集又は行動指示があるまでは、自宅等で待機する。ただし、災害が発生した場合は、災害発生時の対応を行う。
- (2) 議員は、可能な限り、情報収集及び地区への情報提供及び災害発生に備えるため配備されている地区担当班又は自主防災隊を支援するため、地区市民センター（公民館区）で待機する。
- (3) 議員は、自身の居所、連絡先及び行動予定を議長に報告する。

7 風水害にて局地的ではあるが多大な被害が発生している場合

- (1) 市対策本部が設置された場合、議長は登庁し、局長に指示し、情報の収集等を行う。ただし、会議中の場合、「会議中における大規模災害発生時の申し合わせ事項」による。
- (2) 被害の区域の議員については、可能な限り自主防災隊等と協力し対応を行う。
- (3) 状況により、議長は会派代表等を招集し、対応を協議する。

8 災害発生時等におけるコミュニケーションツール等の活用

- (1) 議員は、大規模災害発生時には、コミュニケーションツール等により自身の安否、居所及び連絡先を送信する。
- (2) 議員は、災害現場において、災害写真などを撮影したときは、コミュニケーションツール等により送付する。
- (3) 事務局は、災害対策本部からの情報提供については、コミュニケーションツール等により提供する。

9 その他

- (1) 事務局は、議会としての災害対応について、可能な限り時系列での活動を記録する。
- (2) 国民保護計画に基づく対応については、本指針に準じた対応とする。
- (3) この指針（マニュアル）で定める行動は、公的な活動とするものではない。
ただし、議長が会議を招集した場合は、この限りでない。
- (4) この指針に定めるほか、必要な事項は、正副議長及び各会派代表者と協議し、議会運営委員会に諮って定める。
- (5) 平常時の準備
情報伝達の確認のため、議会事務局は定期的に安否確認メールの試験送信を行う。

II 感染症

1 目的

市長が新型インフルエンザ等対策特別措置法第 34 条の規定により、感染症による対策本部を設置した場合について、議会、議員がその責務を果たすために、議会及び議員の行動について定める。

[対象]

種 別	内 容
感染症	・感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ感染症及び同条第 9 項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る）で、市長が新型インフルエンザ等対策特別措置法第 34 条の規定により、新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合（市長が必要と判断した場合も含む。）

2 基本方針

非常時において、議決機関として議会が迅速な意思決定と多様な市民ニーズに資するという議会の機能維持を図るための議会、役割・議員の行動を明確にする。

感染症発生時における本会議の招集、議案審議、採決に関する手順を明確にし、予算等の重要案件の審議の遅延により市政運営に支障を来すことのないようにする。

なお、災害時の状況に応じて、新型インフルエンザ等対策本部が行う災害対策が、迅速かつ円滑に実施できるよう、協力並びに支援を行う。

3 留意事項（心得）

- (1) いかなる場合にあっても、市民の代表としてふさわしい行動するものとする。
- (2) 感染状況の情報収集を行う。
- (3) 自身や家族が感染者にならないよう、日常から感染防止防災対策に心掛けること。
- (4) 感染防止の知識の習得・研鑽を行い、市民や関係団体への啓発に努めること。
- (5) 感染症発生時に速やかな対応が取れるように必要な訓練を実施する。
- (6) 自らの所在（安否）を議会事務局に伝えるなど連絡体制を確立する。
- (7) 新型インフルエンザ等の感染が疑われる症状が発症した場合等については、資料 3 のとおり取り扱うものとする。
- (8) 情報収集・連絡は、タブレット端末及びコミュニケーションツールを積極的に活用するものとする。議員及び議会事務局は、情報を迅速に共有するため日ごろからその操作方法等について研鑽に努めるものとする。

4 議会、議員が果たすべき役割

- ・ 行政が感染対策対応に専念できるための協力・支援を行う。
- ・ 議員は、議会が地域、行政との調整役として、初期対応で円滑な活動が行えるように住民から行政が受け止めきれていない地域の声を吸い上げ、また、課題を持つ住民と制度を運用する職員との間の調整役的な存在となるように努める。
- ・ 議員は地域における感染症対策による要望等の情報収集に努め、必要に応じ議会事務局に情報提供する。
- ・ 議会は、国、県及び関係機関に対し、復旧、復興のための要望を行い行政の取組を支援する。
- ・ 感染症対策については必要に応じ関係自治体の議会とも積極的に連携を図る。

5 新型インフルエンザ等感染症対策について

感染拡大の段階に応じて異なる対応が必要となることから、議長は、新型インフルエンザ等対策本部の情報により感染状況を把握した上で、議会運営等について会派代表者会議及び議会運営委員会に諮り、各段階において想定される状況に応じた対応をとる。

6 コミュニケーションツール等の活用

- (1) 議員は、感染症発生時には、コミュニケーションツール等により自身の安否、居所及び連絡先を送信する。
- (2) 事務局は、新型インフルエンザ等対策本部からの情報提供について、コミュニケーションツール等により提供する。

7 その他

- (1) 事務局は、議会としての感染症における対応について、可能な限り時系列での活動を記録する。
- (2) この指針（マニュアル）で定める行動は、公的な活動とするものではない。
ただし、議長が会議を招集した場合は、この限りでない。
- (3) この指針に定めるほか、必要な事項は、正副議長及び各会派代表者と協議し、議会運営委員会に諮って定める。
- (4) 平常時の準備
情報伝達の確認のため、議会事務局は定期的に安否確認メールの試験送信を行う。